

令和3年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年5月10日 午後2時35分
第一委員会室

2 閉会日時 令和3年5月10日 午後3時30分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一	渡 健一郎
安武 正一	井上 英二		

(2)欠席者

篠崎 正信	青柳 茂
-------	------

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第5条(知事)

議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第4号 古賀市農業委員会非農地証明交付基準の一部を改正する告示

午後2時35分開会

○事務局長(君) それでは、令和3年5月定例農業委員会を開催させていただきます前に、欠席委員の確認をさせていただきます。 委員、それから 委員から欠席の連絡をいただいております、本日の出席委員数は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第

3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の進行については■■■■、よろしく願いいたします。

○議長（■■■■君） こんにちは。今回は、ちょっと異常なことで、いろんな御批判承っております。皆様方、ちょっと共倒れかと思えますけど、こういう時期ですから、致し方ないんじゃないかならうかと思っています。

議案はちょっと、案外少ないんですけど、集中審議で、早めに終わりたいと思いますので、よろしく願いします。

では、ただいまから令和3年第5回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。座らせてもらいます。

.....
○議長（■■■■君） 本日の議事録署名人は、■■■■委員さんと■■■■委員さんをお願いいたします。

.....
○議長（■■■■君） では、本日の議案に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号農地法第3条の許可申請に対して、申請番号5の5、事務局説明、お願いいたします。

○係（■■■■君） 第1号議案農地法第3条の許可申請、申請番号5の5について説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は年齢63歳で、古賀市及び新宮町内において農業をされている方です。農業従事年数は約10年と伺っております。

現在の農業経営状況は野菜、ミカン等の生産をされております。

申請者の所有する農機具といたしましては、トラクター、耕運機、軽トラック等を所有されているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。

位置図は議案書2ページにございます。福岡県馬術競技場の北西に位置する1筆、1,345m²となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、本申請地においては、現在、みかんの生産

を行っているということでございますので、引き続き、その生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万4,505m²で、今回の申請は、同一世帯内での申請であることから、耕作面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりました。何かありましたら。ないですかね。同一世帯内の権利の移動ですから心配はないと思いますが、ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） なければ、採決を採りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、申請番号5の5に対しての農地法第3条の許可申請に対して、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（■■■■君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号5の3に対して、事務局説明お願いいたします。

○係（■■■■君） それでは、議案第2号農地法5条の許可申請、申請番号5の3について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、駐車場に転用するといった内容でございます。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

位置図の説明をいたします。議案書4ページをお開きください。

申請地は、薦野糸江池の東側に位置する斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、東を道路、北を雑種地で分断されており、西、南には農地が広がっておりますが、山林等の分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、2種農地であると判断しております。

また、本申請地は準都市計画区域内にあり、1,000m²を超える計画のため、土地開発指導要綱の対象になっております。市都市整備課にて協定書を締結後、農地転用の申請が行われたものとなっております。

別紙でつけておりますカラー刷りの位置図と写真がセットになったものを御覧ください。こちら冒頭、御説明をいたしましたけれども、現地視察に代わるものとしまして、写真を添付しております。表につけております位置図の番号のとおり写真撮影してきております。

まず、1番からですが、こちらが佐々木自動車の今、駐車場がある位置から撮った写真となっております。既存の道路とも境目が写るように撮影しております。

2番ですが、そこから少し南に下がったところから、申請地全体がわかるような形で写真を撮影しております。

3番、4番につきましては、申請地の中から撮影したものになってございます。3番につきましては、申請地と申請地南側の境目が分かるように撮影したものとなっております。撮影した箇所、草が今、刈ってあるようなところから先が少し森になっているような状況となっております。

4番につきましては、申請地の中から既存の駐車場、上側のほうを向いて撮影したものとなっております。

現地の説明は以上とさせていただきます。

引き続き、議案の中身について説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

5ページに現況図、6ページに計画図を添付しております。

計画では、図面の東側にある市道薬王寺・薦野線より乗り入れを行うものとしており、敷地内に従業員等の普通自動車26台分の駐車場を設置するものとなっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきまして、敷地内の南東側に雨水樹を設け、南側の既設水路を付け替えた水路に排水することとしております。駐車場のみの計画となっていることから、汚水、雑排水の排水はございません。

次に、切土、盛土について御説明いたします。

7ページに断面図をつけております。市道より乗り入れを行うため、道路高に合わせ、およそ2.5m程度の盛土を行うこととしております。

西側、南側の農地との境界については、30度勾配でのり面を形成し、シート系保護、のり面保護を行うこととしております。

最後に、地元水利承諾書につきまして説明をさせていただきます。

ここからは、令和3年3月15日付で、大型車両が駐車をせず普通車のみの駐車とする。車両の洗浄はしない。この2つを条件として、承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

また、先日行われました事前審査会におきまして、雨水分離槽の設置について御意見をいただいておりますので、事務局のほうで申請者にお話をいたしましたところ、普通自動車のみを駐車する計画となっておりますので、今回の設置は見送りをさせていただきたいということで回答がっております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。はいどうぞ。

○委員（ 君） 区域委員の でございます。

今、事務局の説明がありましたように、特に、従業員の駐車場ということで、大型が入るときは絶対、雨水分離槽を設置するというので、確約はしております。

それから、計画地の西側にため池がございます。そのために、土砂等が流れ出た場合は、必ず復旧作業を早急に行うということの確約を取り付けた上で、開発委員会では許可をいたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決を採らせてもらってようございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、日程2の申請番号5の3に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、申請番号5の13、事務局説明をお願いいたします。

○係（ 君） では、議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で1件の利用権設定の申出がっております。

それでは御説明いたします。

8ページ、申請番号5の13、所在、筵内鶴、登記簿地目、現況地目、ともに田の筆が2筆、合計面積1,998m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年5月11日から令和3年12月末までの貸借となっております。

なお、新規の利用権設定について、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理いたしております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号、申請番号5の13に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） 日程4、議案第4号古賀市農業委員会非農地証明交付基準の一部を改正する告示、事務局説明お願いいたします。

○係長（ 君） それでは、議案第4号古賀市農業委員会非農地証明交付基準の一部を改正する告示について説明いたします。

本日、机上にて配付させていただいております議案第4号の資料についてお願いいたします。

古賀市農業委員会非農地証明交付基準の一部を改正する告示。

古賀市農業委員会非農地証明交付基準の一部を次のように改正する。

第2条中、第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第3条中、「必要な事項については、農業委員会で別に」を「必要な事項は、農業委員会が」に改めるとしております。

改正箇所につきましては、次ページをお願いいたします。

こちらが新旧対照表となっております。

先日の全員協議会におきましても説明させていただきましたが、第2条中、第11号の「農地法第30条第3項の規定による農業委員会の指導を受けていない者」とありますが、現在の農地法では、農地法第30条第3項の規定は削除をされておりますことから、こちらに併せまして、

本基準から第11号を削除し、以降の号については番号を繰り上げるものとしております。

また、第3条の附則について、文言の修正も行っております。

現行では、非農地証明の交付について本基準を定めるもののほか必要な事項については、農業委員会で別に定めると表現しておりますが、市の法務担当と協議したところ、ここにある「別に」という語彙は特別な意味を持たないということから、現在の古賀市で制定する規約等について、「別に定める」という表現は使わないこととしているとのことから、今回の改正と併せて改正を行うものとしております。

以上の改正を行った改正案につきましては、11ページ目に記載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたが、何かありましたら。非農地証明ですから、この案どおりにいけば、管理が厳しいこととなると思いますけど。国のほうもこれで改定してますので、問題はないと思いますが。これで採決採らせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、日程4、議案第4号非農地交付基準の一部改正に賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

これもちまして、議案全部終わりましたので、ありがとうございます。

午後3時30分閉会